

企業誘致奨励金の実態調査

6年間に36億2676万円交付

非経済的な奨励金

1人当たり約543万円

操業開始から1年後に新規地元雇用者が5人以上などの要件を満たした企業に交付される誘致奨励金の交付状況を調査した結果、平成25年度までの6年間に要件を満たし操業中の企業が34社しかなく、その一方、交付金総合計は36億2676万円、新規雇用者（正規）が計668人だったことから、1人の雇用創設費が約543万円になることが分かりました。

これは、仁坂知事が新しい企業を120件お迎えした、とする今年の2月議会での発言から、誘致奨励金を調査にしたものです。

企業誘致は、一定の要件を満たさなければ誘致できず、かつ、一定の交付要件を満たさなければ奨励金が交付できない仕組みになっています。

今年の5月末現在の資料を基に集計した結果、県内に土地を購入

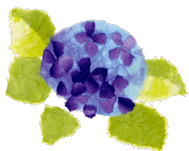
した企業は128件ありました。120件は3月末の数に該当。そこで、3月末までの120件を基に分析。

操業開始から1年後に新規地元雇用者5人以上などの交付要件を満たした企業は37件あり、総合計36億2676万円を交付していました。しかし、そのうち2社3件が撤退し破産していることから、要件を満たし操業している企業は僅か34社です。

した。

そして、現在、要件を満たし操業している34社が、新規雇用している人数は668（雇用奨励金を交付した人数から、倒産や撤退した企業に交付した人数を差し引いた数）です。それゆえ、雇用創設に県は1人当たり542万9281円を投じたこととなります。企業誘致が雇用創設に効果があるとしても余りにも高額であり非経済的です。

また、交付要件をクリアし操業中の企業が120社中僅か34社しかない現状は、非効率の言う他なく、制度を効率的かつ経済的な制度に見直すべきです。



企業誘致奨励金を深める！

雇用効果が低い企業誘致

阪谷 梅雨の季節で、気分もすっきりしません、はじめましょうか。

畑中 1面に掲載しました企業誘致奨励金の交付状況を調査しましたので。

井上 初めてのテーマですね。

畑中 仁坂知事が新しい企業を120社お迎えした、と強調していただきましたので、調査の対象にしたのです。



迫間 120社もありましたか。

畑中 ありました。5月現在では128社ありましたが、120社は3月末の数に相当しましたので、

3月末の数で分析しました。

阪谷 誘致奨励金の要件

を満たし操業中の企業は僅か34社ということでしたが、ほんとうですか。

畑中 37件に奨励金を交付していましたが、操業していたのは34社で、2社3件は、撤退し倒産していました

から。

迫間 だとすれば、誘致した企業の3割(28・3%)にも満たない企業しか新規雇用に関与していないということ

の活性化に寄与することと要件の一つでした。

畑中 その要件が守られていない誘致と、指摘出来ます。

迫間 奨励金を受領した

企業の雇用状況はどうですか。

畑中 奨励金

を受領した37企業の掲げていた雇用の予定数は合計1368人に

なります。しかし、現に雇用されていると思われる数は668人で

す。阪谷 その数には、撤退や倒産した企業に雇用

されていた人は省いていると。

畑中 もちろんです。そうした企業に雇用された人は36人ありました。

井上 困っているでしょうね。そうした人達は、

阪谷 撤退や倒産は、明らかに誘致の失敗ですよ。困っている人達に思いをいたすことにも言及するべきです。県政は。

畑中 ですね。で、話を戻しまして、誘致企業が掲げる雇用予定者数が、どの程度、実現されたか比率でみると、約48・8%の実現率です。

井上 予定数の5割にも満たないのでは、雇用効果は薄い。

畑中 ですよ。予定者数を満たさない企業の奨励金は奨励金の如何を問わず、半額にするなどのペナルティを課

県ホームページ

破綻企業を未だに掲載 雇用条件未達成企業も

すことも検討しないと改善はないでしょうね。
迫間 交付奨励金を雇用者一人あたりに換算す

と、543万9281円になると。
畑中 なります。交付金の総額が36億2676万円でした。一方、それらの企業に雇用された人の合計は668人でしたから、間違いありません。
迫間 それは、余りにもコストパフォーマンスが低い。低すぎですよ。
畑中 予定雇用者数でも一人あたり約265万円です。これでも、費用対効果コストパフォーマンスが低いと言わねばなりません。思いませんか。
阪谷 思います。このような制度は、見直すべきです。
迫間 私には、計約1630万円の交付を受けて破産した(株)マルテン天満屋のことも承知しかねています。
阪谷 それは。
迫間 操業が平成21年4

月であり、交付要件を満たした2ヶ月後である翌年の6月に自己破産しているからです。
畑中 公金を受領した直後に破産、では、納得しかねるのももったいもです。
井上 破産した場合、交付した奨励金はどうなるのですか。
畑中 それは戻りません。返還請求できる規定に仮になっていたとしても、破産した企業から返済されることは、まずないからです。
阪谷 畑中さんは、ドブに捨てたと同じ結果になった、と言われているんですが、そういうことなのですね。
畑中 だから、誘致に問題がなかったのか、しっかりと検証することが必要だと思えます。
迫間 本社の意向で閉鎖する企業も、誘致は控えるべきではないです

か。
畑中 おっしゃるとおりです。
迫間 それに、利益は本社に移転します。
阪谷 儲けが本社へ移れば、地域経済産業の活性化の寄与度は低くなります。
井上 だとすれば、本社が県内にない企業の誘致は極力控えるべきだと、考えるべきですね。
畑中 そうなります。
井上 そのような運用はされていたのでしょうか。
畑中 とても、そうとは言いがたい運用状況、でした。
迫間 それは？
畑中 誘致した120のうち協定締結に至った67社の本社が分かりましたので、その内訳をみると、県内が23社、県外が44社でした。
阪谷 誘致の力点は県外にあると。



畑中 そうみることができそうです。ところで、みなさんは県のホームページを見たことがありますか。
井上 それがなにか問題でも。
畑中 企業誘致とか立地ガイドのページがありまして、雇用条件未達成の企業ばかりか破産や民事再生に至った企業のことを、未だに掲載しているのです。
井上 間が抜けているところか、誘致したことの結果ばかりを誇っていると思えませんか。
阪谷 ではこの辺で。

第21回全国市民オンブズマン 岩手大会

じえじえじえ、これでいいのか

秘密保護法・公共事業の需要予測と実際

講演：清水勉（弁護士・全国市民オンブズマン幹事）
「情報公開を勝ち抜こう～秘密保護法に抗して」

＜プロフィール＞ 清水さんは、前日弁連秘密保護法対策本部事務局長で、現在、特定秘密保護法の「適正な運用」のため内閣総理大臣の下に設けられた「情報保全諮問会議」の委員を務めています。秘密保護法の施行に向けて今どのような動きとなっているか、私たちは何をすべきかを率直に話していただきます。

どなたでも参加できます

日時

9月6日（土） 13時から
7日（日） 正午まで

場所

1日目 盛岡駅西口・アイーナ7階ホール
2日目 岩手大学・学生センターA棟

参加申込

参加申込書は現地実行委員会
に8月29日（金）までに締
切厳守でメール、又はファッ
クスをお願いします。（大会
の詳しい予定は裏面に）

9月6日（土）の会場

盛岡駅西口 アイーナ7階ホール



問い合わせ先 第21回全国市民オンブズマン岩手大会現地実行委員会
〒020-0023 盛岡市内丸6-15 EST21ビル2階 もりおか法律事務所内
電話 019-623-0378 FAX 019-623-0379
郵便振替 02310-8-24686 開かれた行政を求めるいわての会
E-mail ombut@ictnet.ne.jp

大会スケジュール

< 9月6日(土) > 「アイーナ7階ホール」

13:00 開会
 13:05～13:15 実行委員会挨拶＋基調報告
 13:15～13:45 公共事業需要予測報告
 13:45～14:00 秘密保護法法令制定過程情報公開訴訟報告
 14:00～14:45 講演会 清水勉
 「情報公開を勝ち抜こう～秘密保護法に抗して」
 14:45～15:00 休憩
 15:00～15:20 ギャンブル問題報告
 15:20～15:40 地方自治法改正報告
 15:40～16:10 落札率調査、自治体電力購入・売却調査、
 政務活動費調査報告

16:10～17:20 各地報告
 17:20～17:40 包括外部監査の通信簿 表彰
 18:00～20:00 懇親会

< 9月7日(日) > 「岩手大学・学生センターA棟」

9:30～11:20 分科会
 秘密保護法分科会 (G 1 大講義室)
 政務活動費分科会 (G 2 大講義室)
 ギャンブル問題分科会 (G 2 3 講義室)
 地方自治法改正分科会 (G 2 9 講義室)
 11:30～12:00 大会宣言、決議

9月7日(日)の会場

岩手大学・学生センターA棟

盛岡駅から徒歩約25分、

バス(岩手大学正門前)、タクシーで約10分



当面の予定

7月14日 PM 4:00～
ニュース発送作業日
7月23日 PM 6:00～
第2回全員会議
8月25日 PM 4:00～
編集会議
8月26日 AM 10:00～
県議政務調査費違法支出金返
還請求住民訴訟の裁判(和歌山地裁)
9月16日 PM 4:00～
ニュース発送作業日
9月24日 PM 6:00～
第3回全員会議

裁判情報

県議・政務調査費違法支出金 返還請求住民訴訟

・ 和歌山地裁裁判

裁判は、6月6日に行われました。当
方がこれまで主張したことを整理し一覧
表にまとめたものを提出しました。

次回は8月26日10時00からです。



次回会員会議のご案内

日 時 7月23日(水)午後6時～

場 所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい